

令和7年11月9日執行 葛飾区議会議員選挙に係る当選の効力に関する決定について

1 概要

葛飾区選挙管理委員会は、令和7年11月9日執行の葛飾区議会議員選挙について、申出人 齊藤 大介 氏（申出人）から令和7年11月13日に提出された公職選挙法に基づく異議申出を受理し、審理を行いました。

その結果、当選人 鬼頭 澄 氏（当選人）について、当該選挙日時点で「引き続き3か月以上、葛飾区内に住所（生活の本拠）を有すること」を満たしていたとは認められないとして、当選を無効とする決定を行いました。

2 決定の内容

- 本件選挙における当選人の当選は無効。

3 判断理由の要点

- 本委員会は、令和7年8月9日～11月9日（本件期間）において、当選人の「生活の本拠」が葛飾区内（本件住所地）にあったかを、賃貸借契約、電気・ガス・水道の使用状況、買い物記録、交通系ICカードの履歴等から総合的に判断しました。
- 電気・ガス使用量はいずれも低く、統計上の低使用世帯の平均や旧住所地の前年同月と比べても少ないことなどから、本件住所地が生活の本拠であったと認定できないと判断しました。
- 区内での買い物（本件期間132件のうち区内129件）等から区内での活動は一定程度認められる一方、飲食購入回数の少なさや江東区にある実家の最寄駅で下車後に亀有へ戻っていない日があること等を踏まえ、実家で食事・宿泊していた日が相当数あると推認しました。
- 特に令和7年8月9日～8月15日頃は、実家で生活の多くを営んでいたと推察され、本件住所地が「一般的生活、全生活の中心」であったとは認め難いと結論づけました。

4 今後の手続

この決定に不服があるときは、この決定書を受け取った日又は公職選挙法第215条の規定による告示の日から21日以内に、東京都選挙管理委員会へ審査を申し立てることができます。（参考：別紙「選挙争訟の流れ」）

（問い合わせ）葛飾区選挙管理委員会事務局

選挙争訟の流れ

